

豊中市緑地保全・緑化推進法人の指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第7章に規定する緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」という。)の指定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 推進法人として指定するための要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であること。
- (2) 法第70条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者であること。
- (3) 市民緑地の設置及び管理を行う者にあつては、それを適正に行う能力及び資金力のほか、市民緑地内に必要な緑化施設の整備を行う能力及び資金力を有すること。
- (4) 緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行う者にあつては、緑地を適正に管理する能力及び資金力を有すること。

(指定の申請)

第3条 法第69条第1項に基づき、推進法人の指定を受けようとする者は、緑地保全・緑化推進法人指定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に申請するものとする。

- 2 市長は、申請の内容を審査し、前条の要件を満たしているとき、法第69条第1項に基づき当該申請者を推進法人に指定し、緑地保全・緑化推進法人指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更事項の届出)

第4条 前条第1項の指定を受けた者(以下「指定法人」という。)は、法第69条第3項に基づき、名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、緑地保全・緑化推進法人変更届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(告示)

第5条 法第69条第2項及び第4項並びに法第73条第2項に規定する公示は、告示をもって行うものとする。

(事業の報告)

第6条 市長は、指定法人に対して、年度ごとの事業報告として、事業報告書、事業計画書、収支決算書、収支予算書等の資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、法第72条に基づき、指定法人の業務の運営に関して改善が必要であると認めるときは、業務運営改善命令書(様式第4号)により、その改善に必要な措置を命ずるものとする。

- 2 指定法人は、前項の改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、業務運営改善報告書(様式第5号)により、必要な書類を添付してその内容を市長に報告するものとする。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第73条第1項に基づき、指定法人が前条第1項の改善命令に違反したときは、その指定を取り消すものとし、緑地保全・緑化推進法人指定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 1月 1日から施行する。